

暑く厳しい 8 月が終わりました。暑い、熱い本当に暑い。世界平均気温も 1940-2023 最高を更新し続けています。今年もきっと更新する事でしょう。アメリカ全土で、気温が数十年ぶりに記録を更新(摂氏 17.01 度)し、7 月中旬現在では 27 日間にわたって最高気温が 37 度を超え、1994 年の記録を更新しています。

イギリスでは、6 月の気温が観測史上最高を記録しただけでなく、文字通り破られたそうです。今年 6 月の気温は、1940 年の最高記録からさらに 0.9 度高かく、この差は非常に大きいです。北アフリカや中東、アジアも同様に、これまでにない暑さに襲われています。ヨーロッパ中期予報センターが、今年の 6 月は史上最高に暑い月だったと見方を発表したのも、当然のように思えることです。科学者たちは、自然に起こる気象現象であるエルニーニョと、人類が二酸化炭素を排出し続けていることが暑さを加速させているとみています。エルニーニョとは、太平洋赤道域の日付変更線付近から南米沿岸にかけて海面水温が平年より高くなり、その状態が約 2 年にわたり続く現象です。

気象庁は 7 月 23 日(火)、向こう 3 か月(8 月～10 月)の天候の見通しを発表しました。

日本の夏の平均気温偏差(気象庁)



全国的に暖かい空気に覆われやすいため、向こう 3 か月の気温は高い見込み。東・西日本の太平洋側と沖縄・奄美は、湿った空気や前線の影響を受けやすい時期があるため、向こう 3 か月の降水量は平年並か多くなりそうだとのことです。

9 月は北・東日本と西日本の日本海側の天気は、数日の周期で変わる見込み。西日本の太平洋側と沖縄・奄美は、平年と同様に晴れの日が多くなりそうです。全国的に気温が高く、残暑が長引くと見込まれるとのこと。

10 月は引き続き、全国的に平年より気温が高い見込み。東・西日本の太平洋側と沖縄・奄美の天気は、数日の周期で変わりますが、湿

った空気や前線などの影響で、平年に比べて晴れの日が少なくなりそう。結局 10 月までは気温が高そうです。秋とか春とかそのうち消えてしまうのでしょうか？この地球温暖化については、「地球の長い歴史を振り返れば今よりももっと温暖な気候だった時代がある」「地球は温暖化と寒冷化を繰り返している。そのうちに寒冷化する」と考える人もいます。地球は誕生以来、46 億年の歴史を刻んできました。海の中に単細胞生物が活動し始めたのが 35～40 億年前、やがて生物は陸に上がり 2 億 3000 年ほど前に哺乳類が誕生しました。地球を支配した恐竜が絶滅したのが約 6500 万年前、そして現生人類のホモ・サピエンスが誕生したのはわずか 20 万年前といわれています(いずれも年代には諸説ある)。恐竜が絶滅した 6500 万年前は現在よりもかなり温暖だったこともわかっています。温室効果ガスが増加すると、地表に熱がたまり気温が上昇します。これを地球温暖化といいます。温室効果ガスの除去方法は？**家庭でもできる温室効果ガス削減への取り組み、使っていない電化製品の主電源を切り、待機電力を減らす、エアコンの設定温度を見直す、部屋の電気の明るさを調整する、冷蔵庫の開閉時間は短くする、お風呂の自動保温は利用しない、シャワーを出しっぱなしにしない、温水洗浄便座の設定温度を調整する、車より電車やバスを利用する**

「危険な暑さ」と言われても 毎日その中でレールをつなぐマルジンマン達、なんとか 少しでも早く涼しくなってほしいと願うばかりです。

マルジン 9 月のカレンダー

<モノレールレンタル料(賃料)の一覧表>

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

「モノレールレンタル料(賃料)の一覧表」
本年 4 月に改訂されております。
ご入用の方は
マルジン (0778-27-7200)
まで ご連絡ください。

2024 年 9 月第 322 回は～モノレール(単軌条運搬機) 厚生労働省通達～について

モノレール(単軌条運搬機) 厚生労働省通達につきまして 設置と使用に関する内容を上げさせていただきます。

モノレール(単軌条運搬機) 厚生労働省通達 基発第261号

1. 設置

モノレールの設置工事を行う者は、「林業用単軌条運搬機に関する安全管理要綱」(基(H8.4.23)

発第261号平成8年4月23日(以下、「安全管理要綱」という。))に従ってモノレールを設置すること。

2. 使用

モノレールを使用する場合は、「安全管理要綱」に適合したものを使用し、その使用に当たっては次の事項に留意すること。

1. 単軌条軌道運搬機を使用する場合は、あらかじめ、運行時間、乗降位置等を定めた運行計画を作成し、かつ、当該運行計画の内容を作業員に周知すること。
2. あらかじめ、モノレールの運転に関する合図の方法を定め、作業員に周知するとともに、運転者等に当該合図を行わせること。
3. 安全管理要綱に定める安全教育を受けた者の中からモノレールの運転者を選び、その者に次の事項を遵守させモノレール運転を行うこと。
 - 搭乗者の乗降のため機体を停止する場合は、搭乗者が乗降を安全に行うことができるよう軌条の地上からの高さが高すぎることなく、かつ、できる限り平坦で足場のよい場所に停止すること。
 - 作業員を搭乗させ又は荷物を積載するときは、定められた定員又は最大積載量を超えないようにすること。
 - 乗用台車の乗車席部分及び荷物積載部分には、移動、落下等により搭乗者に危険を及ぼすおそれのある木材等の重量物を積載しないこと。なお、乗車席部分又は荷物積載部分に搭乗者が携帯する作業用具等を積載することは差し支えないこと。この場合、当該作業用具等が移動、落下すること等により搭乗者に危険を及ぼすおそれがないように措置すること。
 - 荷物台車及び乗用台車の荷物積載部分に荷物を積載するときは、当該荷物を緊結する等により当該荷物の移動、落下等により搭乗者に危険を及ぼすおそれのないよう措置すること。
 - 原動機の始動は、制動装置が作動していることを確認してから行うこと。また、始動後は必ず原動機の暖機運転を行うこと。
 - 機体の発進は、軌条及び機体の周囲に人がいないこと並びに変速レバーの位置が正しいことを確認してから行うこと。
 - 機体の走行中は、搭乗者の乗降を行わせないこと。
 - 機体の走行中は、軌条周辺の状況、機体の状況等に注意し、異常を発見したときは直ちに停止させること。
 - 降坂時においては、エンジンプレーキの効果を活用すること。
 - 軌条の分岐装置の操作は、確実に行うこと。
 - 運転席を離れるときは、原動機を止め、かつ、制動装置を作動させる等機体の逸走を防止するための措置を講じること。
 - 機体の走行中に機体の調整、整備等の必要が生じたときは、傾斜が緩く、逸走のおそれがない安全な場所で、搭乗者を降車させてから行うこと。制動装置が機能しない場合は、急傾斜地の場合には、ロープ等で機体を軌条に緊結する等により機体を固定してから行うこと。
 - 駐車時に当たっては次の事項に留意すること。
 - 駐車中に関係者以外の者が近づくことが考えられるときは、

みだりに機体に触れられないことがないよう、シートカバーをかける等必要な措置を講ずること。

- 駐車するときは、機体を逸走のおそれのない傾斜の緩い場所に停めること。やむを得ず機体を傾斜地に駐車するときは、制動装置を確実に作動させる等逸走を防止する措置を講じること。
- 使用の休止のため長期にわたり駐車するときは、燃料タンク及び気化器から燃料を抜き取っておくこと。

3. 保守管理

- モノレールを使用する場合には、点検項目を定め、始業時、1月を超えない期間ごとに1回及び1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、それぞれの期間に応じた点検項目について、点検を行うこと。ただし、使用しない期間についてはこの限りでない。
- 前項の点検の結果及び使用中に異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じること。

このように

モノレールの使用等に当たっては 安全利用の為 運転に関し使用者に安全教育を実施し 安全な操作方法に従い モノレール運転を行わせるよう通達しています。

マルジンも現場で レンタルのモノレールをお引渡しする際には「運転講習」を実施して「講習修了証」を発行させていただいております。レンタル期間が長期にわたる場合は 一カ月ごとの点検もお客様にお願いさせていただいております。

最近のAIに「単軌条運搬機を工事に使用する場合は届は？」と質問すると・・・

単軌条運搬機を工事に使用する場合、労働基準監督署への届出が必要です。具体的には、以下の手続きが求められます

設置工事の届出: 単軌条運搬機の設置工事を行う場合、工事開始の30日前までに労働基準監督署に届出を行う必要があります。**運行計画の作成:** 運行時間や乗降位置などを定めた運行計画を作成し、関係労働者に周知することが求められます2。**安全教育:** 単軌条運搬機の運転者や関係労働者に対して、安全教育を実施することが必要です。これらの手続きを行うことで、安全な作業環境を確保し、労働災害の防止に努めることができます。

「単軌条運搬機(モノレール)＝軌道装置」と位置付けていると思われます。当社の現場においてもごくごくまれに ↓このような審査を経て 労基に届け出をしています。

労働法第 88 条計画の届出に伴う 軌 道 装 置 事 前 審 査 書					
項 目	記 載 事 項	添付書類 (ページ等)	事 業 内 審査結果	※労基署 審査結果	
1 軌道の構造等の概要	(1) 使用目的	施工計画書	良		
	(2) 軌道の長さ	施工計画書	良		
	(3) 最小曲率半径、最急勾配	施工計画書	良		
	(4) 軌間、車輪径の別、軌条の重量	施工計画書	良		
	(5) 橋梁、枕木の長さ、幅及び構造				
	(6) 逸走防止装置	写真、図面	良		
2 建設中のずい道内の軌道	(1) 車両と側壁との間隔				
	(2) 車両搭乗者の乗降手防止装置				
3 車両の構造等	(1) 動力車の種類、数、形式、自重、けん引力及び主駆す法	カタログ	良		
	(2) 動力車のブレーキの種類及び作用	カタログ	良		
	(3) 入車の設備の概要	カタログ	良		
	(4) 斜道で用いる巻上げ装置 (インクライン) の構造				
	(5) 巻上げ装置のブレーキ				
	(6) 非常停止装置の構造、機能	カタログ	良		
	(7) 脱線防止装置 (護輪軌条等)	図面	良		
	(8) 最大運転速度	仕様書	良		
	(9) 信号、警報及び照明設備の状況	図面	良		

何よりも 事故無く 現場を終えていただくことこそが、現場に係らせていただくものとして、最大の使命だと感じております。